

野々市市いじめ調査委員会の提言を踏まえた再発防止策について

令和7年7月4日
野々市市教育委員会

令和7年3月31日に教育委員会に答申された、野々市市いじめ調査委員会の調査報告書において再発防止の提言を受けました。教育委員会では、調査報告を真摯に受け止め、再発防止のため、以下のことに取り組んでまいります。

1. 市の対応方針

○ いじめ防止条例の制定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめのない学校・社会を目指すことを基本理念として、いじめ防止条例の制定を進めていく。

○ 市教育委員会指導主事の増員

多様化する生徒指導上の諸課題に丁寧に対応するため、令和7年4月より指導主事を1名増員した。

2. 市教育委員会の対応方針

○ 定期的な学校への指導・助言

学校のいじめ防止の取組がより実効性のあるものとなるように、事例をもとに校長会議や教頭会議、生徒指導主事会議、研究主任会議を通して、指導・助言を行う。

○ 教職員研修の充実

教育センターが実施する教職員研修において、いじめを含む生徒指導上の諸課題について取り上げ、対応力の向上を図る。

○ 関係機関との連携

生徒指導連絡協議会の構成機関である、白山警察署や“ののいちっ子を育てる”市民会議、少年育成センター等との連携を強化し、いじめ未然防止や早期対応に努める。

○ デジタル・シティズンシップ教育の推進

「ののいち デジタル・シティズンシップ教育」に基づき、子供自身の自己指導能力の獲得と自発的な行動を目指し、ICTの善き使い手としての資質・能力を育成する。

3. 学校の対応方針

(1) 未然防止について

○ 子供の気持ちの醸成

特別の教科 道徳の授業や人権週間において、他者の気持ちを考えたり、具体的な場面を設定したりして、子供たちの“いじめは決して許されることではない”という気持ちを育てていく。

○ 発達支持的生徒指導の推進

児童会・生徒会の特別活動など、子供たちの自治的活動の充実により、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となる「発達支持的生徒指導」を推進する。

○ 保護者への啓発

いじめの定義やいじめ対応における保護者の理解が深まるように、お便り等を通して啓発する。

(2) 早期発見・早期対応に向けて

○ いじめ問題対策チームの定期的な開催

学校のいじめ対応について点検・検証・改善を行うことを目的に、年3回（4月、8月、1月）以上の会議を開催する。

○ いじめに関するアンケート調査の工夫

子供たちが不安を感じることなく悩み事を記載できるよう、アンケートの記載内容や方法について随時見直しを図り、工夫する。

○ スクールカウンセラーの周知と活用の促進

全校集会等でのスクールカウンセラーの紹介や面談方法のお知らせの作成、スクールカウンセラーによる教育プログラムの実施など、スクールカウンセラーの周知を図り、活用を促進する。

○ 県や外部関係機関と連携した授業の実施

自他を大切にする心を養うために、「弁護士によるいじめ予防教育」や「警察によるピュアキッズスクール」、「SOSの出し方教育」等の授業を県や外部関係機関と連携して実施する。

○ 相談機関の周知

子供たちや保護者がいじめの対応で困った時の相談窓口・相談機関を学校ホームページに掲載する。

(3) いじめへの対処

- 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

毎年「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、全職員で共通理解・方針に基づいた対応を行い、子供たちの安全・安心な環境づくりに努める。

- スクールカウンセラーとの情報共有

教育相談担当又は生徒指導主事等とスクールカウンセラーが、個別事案に関する情報を定期的に共有する体制を整える。

- 聴取記録の作成と保存

聞き取りの視点を明示した記録用紙を使用して事実確認を丁寧に行い、その用紙を保存する。